# 家庭用愛玩動物に関する意識調査と今後の方向

# 蒲生孝治

#### 要旨

本調査研究は、特に家庭用愛玩動物に焦点を当て、2010年10月に公表された内閣府による「動物愛護に関する世論調査」の結果を、筆者による近畿地域の若者世代の実態調査結果から検証すると共に、米国及びドイツの実情を総領事館資料等をもとに調査・分析し、我が国の課題を明確化した。

主な結果は以下のとおりである。

- (1) 7年前と比較してペット好きの割合は増加しているが(約66%から約73%へ)、飼育経験は減少している(約37%から約34%へ)。
- (2) 7年前と比較し、ペットの種類では猫と魚類が増加し犬が減少している。
- (3) 米国では犬の飼育世帯率は最近の30年間、約37%一定で、家庭用愛玩動物が市民生活にしっかり根付いている(日本は約19%)。
- (4) ドイツでは約80年前から全地域で動物保護団体が組織化され、殺処分を無くすため「動物の家」(シェルター)を設置するなど、確固たる管理体制が構築されている。

キーワード:動物愛護、家庭用愛玩動物、ペット飼育

# I. はじめに

2010年10月に名古屋国際会議場で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を機に、生物に対する国民の意識が格段に高まっている。

身近な生物といえば、犬や猫に代表される家庭用愛玩動物である。少子高齢化、ストレス社会を背景にペット飼育がブームになり、このような動物たちに対する呼び方も、ここ10数年の間に「ペット(愛玩動物)」から「コンパニオン・アニマル(伴侶や仲間としての動物)」へと変化してきた。その一方で、動物たちに対する多くの課題が発生しており、その対策が必要とされている。

我が国には明治時代から動物の愛護に関する「動物愛護管理法」が制定されている本法令が対象とする動物は家庭動物、展示動物、産業動物(畜産動物)、実験動物等の人の飼養に係る動物であり、その目的は動物の愛護と動物を適切に管理することである。また、本法律の基本原則は「すべての人が動物は命あるものであることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく

52

知ったうえで適正に取り扱う」ことである。

しかしながら、日本の現状は本法の基本原則や飼い主責任とは程遠い。そんな折、2010年9 月、内閣府が7年ぶりに「動物愛護に関する世論調査」を実施した。

本研究では、近畿地域の若者世代に対して実施した同種の調査の結果を国の調査結果と比較 検討すると共に、家庭用愛玩動物に関する我が国の現状を欧米の状況と比較することによって 課題を明らかにし、今後の方向について考察した。

## Ⅱ. 背

## 1. 動物の愛護管理に関する最近の問題

図1に飼育動物に関して、各主体に発生している主な問題事例を示す(環境省第1回「動物 の愛護管理のあり方検討会」資料(2004.2.6))。図1に示したように、飼い主等には虐待 (殺傷、給餌・給水の中止等による衰弱死等)、過度な使役、不潔・狭小な環境における各種動 物の飼養保管等の事例があり、一般社会に関連する事例としては、鳴き声や糞尿による迷惑、 遺棄、動物による人間への危害(咬傷事故、感染症等)等の事例があり、また動物取扱業者等 には不潔・狭小な環境における各種動物の飼養保管(展示動物、実験動物、畜産動物)、苦痛 の軽減が十分でない方法等による殺処分、過度な繁殖や使役等の事例が多く見られる。

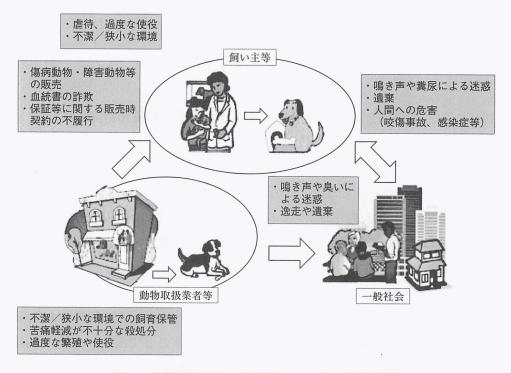


図1. 飼養動物に関して発生している主な問題事例 (参考:環境省第1回「動物の愛護管理のあり方検討会」資料(2004.2.6))

「動物愛護に関する世論調査(2010年9月2日~9月12日実施)」(内閣府大臣官房政府広報室2010.11.1発表)中の「ペット飼育による迷惑について」の調査結果によると、「散歩している犬の糞の放置等飼い主のマナーが悪い」を挙げた者の割合が55.9%(前回2003年7月の調査では60.3%)と最も高く、以下、「猫がやって来て糞尿をしていく」が37.8%(前回調査では42.6%)、「鳴き声がうるさい」が31.7%(前回調査では35.1%)、「犬の放し飼い」が28.8%(前回調査では29.5%)等の順となっている。依然として多くの迷惑が発生しているが、前回の調査以降7年間でいずれの項目においても改善が見られた。

また、大都市圏について見ると図 2 (大阪市の事例:環境省第1回「動物の愛護管理のあり 方検討会」資料(2004.2.6))の通りである。図 2 からわかるように、自治体への苦情とし ては、犬に関しては野犬捕獲(28%)が最多で、次いで放し飼い(20%)が多く、また、猫に 関しては糞尿問題(34%)が最多で、次いで病気負傷猫に関する苦情(30%)が多かった。猫 に対する総苦情件数は犬の約 2 倍であった。これらの傾向は世論調査を実施し始めた1974年か らあまり変化が見られない。

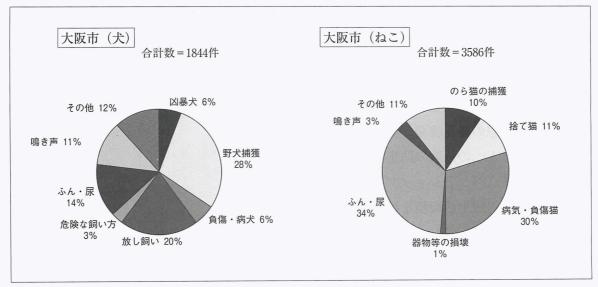


図2. 大阪市に寄せられた苦情の種類と割合 (参考:環境省第1回「動物の愛護管理のあり方検討会」資料(2004.2.6))

#### 2. 動物管理関係法令

前述の苦情に鑑み、我が国では古くから動物管理関係法令が定められている。我が国におけ る社会的規範としての動物の愛護管理の普及については、動物の愛護管理関係法令の変遷(近 世) を見ればよく理解できる (環境省第1回「動物の愛護管理のあり方検討会 (2004年)」資 料4)。動物の愛護管理は、初めは一部の知識人によって提唱されていたものであり牛馬を対 象としていたが、対象となる動物の範囲が拡大すると共に、動物愛護の精神が国民の間に普 及・定着し、社会的規範として法制化されるに至った。近世の動物の愛護管理法令については、 明治41年に「公衆の目に触れるべき場所における牛馬等の虐待の防止」が「警察犯処罰令」の 中に制定され、次いで、戦後1948年に「殴打・酷使等による牛馬等の虐待の防止」が「軽犯罪 法|の中に組み入れられた。その後、25年を経過した1973年、①保護動物の虐待・遺棄の防止、 ②動物愛護思想の普及啓発、③動物による人への危険の防止等を主たる内容とした「動物の保 護及び管理に関する法律(動物保護管理法)」が単独の法律として制定された。更に26年経過 した1999年及び2005年に議員立法による主たる法改正が行われ、「動物の愛護及び管理に関す る法律(動物愛護管理法)」として制定され、2011年8月30日の最終改正(法律第105号)を経 て今日に至っている。本動物愛護管理法の目的は、「国民の間に動物を愛護する気風を招来し、 生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資すること |、「動物による人の生命、身体及び財産に 対する侵害を防止することしの2つとされている。

動物愛護管理法の主な内容は以下の5点である。

- ①愛護動物の虐待・遺棄の防止
- ②動物愛護思想の普及啓発
- ③動物による人への危険の防止
- ④動物取扱業 (ペットショップ) に対する規制
- ⑤動物による周辺生活環境を損なう迷惑行為の防止

なお、動物愛護管理法において使用されている「愛護」という言葉は、「動物に対する実体的な行為」と「生命尊重等の理念」の2つの意味を内包しており(改正動物愛護管理法・動物愛護管理法研究会2001)、以下のとおりである。

- (1) 実体的な行為:動物に対する虐待防止、適正な取扱い、適正な管理等を行うこと。動物の習性等に配慮しつつ、愛情や優しさをもって取り扱うことを含む。
- (2) 生命尊重等の理念:動物や動物の命を大切にする気風や思想のこと。

## Ⅲ.調査研究の目的・方法と結果

本研究は、ペット等の家庭動物に焦点を当て、2010年11月1日に公表された内閣府による「動物愛護に関する世論調査」の結果を分析評価し、次いで近畿地域に在住の次代を担う世代、すなわち20歳世代を対象に国と同様の「動物愛護意識調査」を実施し調査結果と比較検討する

こと、そして欧米諸国の動物愛護の現状を領事館等の協力を得て調査分析することによって、 我が国の愛玩動物飼養の課題・問題点を抽出し、将来の政策に提言することを目的とした。

# 1. 内閣府による動物愛護に関する世論調査

国によって、1974年から2010年まで「動物愛護(保護)に関する世論調査」は9回実施されている。以下に2010年に実施された第9回世論調査について記す。

- (1) 調査対象:・全国20歳以上の者3,000人(回収率64.6%、有効回収数1,939人、内20~29歳: 男性84人9.6%・女性95人8.9%)
  - ・調査方法 調査員による個別面談聴取
- (2) 調査目的:動物愛護についての国民の意識を把握し、動物愛護に関する施策の参考とする。
- (3) 調査項目:①ペットの飼育状況について
  - ②ペットの飼育に関する意識について
  - ③動物愛護管理政策の推進について

ペットの飼育状況に関する調査結果を表1に示す。

表 1. 内閣府による動物愛護に関する世論調査結果の概要 (2010年)

			2003年 7	月 (%)	2010年9月(%)		
			男女別	全体	男女別	全体	
ペットの飼育の好き嫌い	好き	男	68. 1	65. 5	73. 8	72. 5	
		女	63. 4		71.4		
	嫌い	男	28. 4	31.6	23. 4	25. 1	
		女	34. 3		26. 5		
	有り	男	35. 8	36. 6	34. 0	34. 3	
ペット飼育の有無		女	37. 2		34. 7		
・ソフト町月り行無	   無し	男	64. 2	63. 4	66. 0	65. 7	
	無し	女	62. 8		65. 3		
	犬		62. 4		58. 6		
ペットの種類	猫		29. 2		30. 9		
	魚類		11.7		19. 4		
所有者明示の有無	犬		30	4 33.8		. 8	
(名札や首輪、マイクロチップ等の装着)	猫		16	5. 2	17.5		
去勢・避妊手術ずみ	犬		21. 1		30.8		
五分・歴虹子刊 りの	猫		63. 8		72. 3		
殺処分について	必要	男	74. 0	69. 3	62. 5	55. 8	
		女	65. 4		50. 3		
	必要でない	男	20. 6	24.3	25. 5	29. 3	
		女	27. 3		32. 4		
動物愛護管理規制の強化が必要			50. 0		57	57. 3	

(内閣府大臣官房政府広報室HP(2010)「動物愛護に関する世論調査」を元に筆者作成)

内閣府による第9回世論調査の主な結果をまとめると、以下のとおりである。

- (1) ペット飼育が「好き」とする者の割合が72.5%で前回(65.5%)より上昇し、特に20歳代、30歳代で高くなっている。
- (2) ペットを飼っている割合は34.3%で、前回(36.6%)より少し低下している。
- (3) 飼育しているペットの種類では、「犬」が58.6%と最も高いが前回結果(62.4%)より減少し、魚類が大幅に上昇している(11.7%から19.4%へ)。
- (4) 去勢・不妊手術をしている割合は犬が30.8%、猫が72.3%で共に約9%上昇している。
- (5) 「殺処分を行う必要がある」と答えた者の割合が55.8%で、前回結果より13.5%も低下している。特に20歳代、30歳代での低下が著しい。
- (6) 動物愛護管理政策に対する要望では、「飼い主の迷惑行為に対する規制や指導を強める」を挙げた者の割合が57.3%と最も多く、前回結果(50.0%)より大幅に上昇している。

## 2. 近畿地域の若者世代に対する動物愛護に関する調査

筆者らは、2010年11月に前記内閣府による世論調査とほぼ同様の調査を、近畿地域の大学生 男女117名に実施した。その主な結果を表 2 に示す。

表 2 . 近畿地域の若者世代に対するペットの飼育状況調査結果(2010,単位	位%)	(筆者作成)
---	-----	--------

ペット飼育の好き嫌い	好き	81.4
マングト則自の好き嫌い	嫌い	18.6
ペット飼育経験の有無	有り	79.3
ハット則月程駅の有無	無し	20.7
	犬	16.0
ペットの種類(複数回答)	猫	8. 4
	魚類	23. 3

	新たな飼い主 を探す	53. 9
飼えなくなった犬・猫の処置 (複数回答)	動物愛護団体 へ譲渡	30. 9
	保険所や 管理センター へ譲渡	11. 2
殺処分が必要		

表2から明らかなように、本調査によれば近畿地域の若者世代は全国の大人世代よりも、ペット飼育が好き(本調査81.4%;全国72.5%)で、飼育の経験が約2倍(本調査79.3%;全国34.3%)高く、ペットの種類では犬(本調査16.3%;全国58.6%)や猫(本調査8.4%;全国30.9%)が少なく、魚類(本調査23.3%;全国19.4%)が多かった。他にはネズミ類と昆虫類が多く共に約14%であった。また、飼えなくなった犬・猫の処置(複数回答)では、「新たな飼い主を探す」が53.9%で過半ではあったが全国平均65.9%より少なかった。「殺処分が必要」は10.3%(全国の20歳~29歳は44.7%)と非常に少ないこと、及び「ペット飼育が好き」が81.4%と高いこと等から判断して、この近畿地域の若者世代は全国平均と比べて動物愛護の管理意識や飼い主の責任意識が強いものと思われる。

# Ⅳ. 我が国の家庭用愛玩動物の飼育状況分析

厚生労働省及び一般社団法人ペットフード協会が公表しているデータ(2010年全国犬猫飼育 実態調査(第17回全国調査))を元に、まず、登録、鑑札装着、注射済票の装着が法律で義務 付けられている(2000年12月より法律施行)犬について飼育状況の年度別推移を調べた。分析 結果を図3(厚生労働省データ)と図4(ペットフード協会データ)に示す。但し、登録・予 防注射率は全国平均で約74.3%(大阪府は67.4%)であるから、実際の頭数は更に多いものと 思われる。

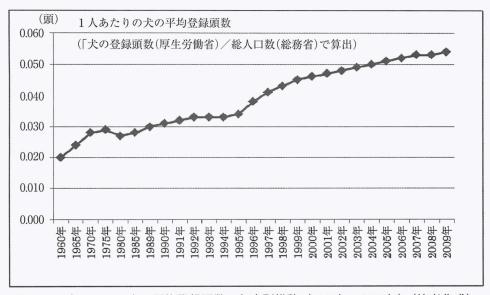


図3. 1人あたりの犬の平均登録頭数の年度別推移(1960年~2010年)(筆者作成)

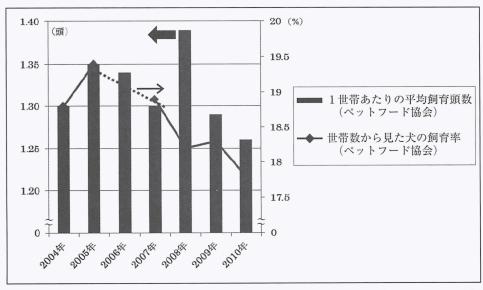


図4. 世帯飼育率と1世帯あたりの犬の平均飼育頭数の年度別推移(2004年~2010年) (2010年のペットフード協会のデータを基に筆者作成)

図3と図4から明らかなように、1人あたりの犬の飼育頭数は最近の50年間で約2.5倍 (0.020から0.054へ) 増加している一方、最近5年間では犬を飼育している世帯数、及び飼育 している世帯の平均飼育頭数は減少している。

次いで、猫について調べた結果を図5に示す。犬と猫の飼育世帯率の比較では犬の方が1.7 倍(2010年飼育世帯率:犬17.8%、猫10.6%)多いことがわかる。



図 5. 世帯飼育率と 1 世帯あたりの猫の平均飼育頭数の年度別推移(2004年~2010年) (2010年のペットフード協会データを基に筆者作成)

次いで、都道府県別の犬の登録頭数の割合を調べると表3のようになる。

表 3. 犬の飼育頭数割合の都道府県比較(2009年)

	上位10都道府県 犬の平均登録頭数 (「犬の登録頭数 総人口数(総務?	数 :(厚生省)/	上位10都道府県:1世帯あたりの 犬の平均登録頭数 (「犬の登録頭数(厚生省)/ 総世帯数(総務省)」で算出)		
	全国	0. 051	全国	0. 131	
1位	三重県	0. 073	群馬県	0. 201	
2位	群馬県	0. 072	三重県	0. 201	
3位	山梨県	0.069	岐阜県	0. 194	
3位	香川県	0.069	山梨県	0. 191	
5 位	岐阜県	0. 066	香川県	0. 186	
6 位	静岡県	0.064	茨城県	0. 181	
6位	熊本県	0.064	静岡県	0. 179	
8位	茨城県	0.063	佐賀県	0. 178	
8位	鹿児島県	0.063	熊本県	0. 177	
10位	山口県	0.062	岩手県	0. 171	
38位	京都府	0. 044	京都府	0. 107	
46位	大阪府	0. 035	大阪府	0. 084	

(厚生労働省「犬の登録頭数と予防注射頭数等の年次別推移」を基に筆者作成)

表3のように、犬の飼育頭数の割合は三重県や群馬県等の都市近郊では全国平均より高く(約1.5倍)、京都府や大阪府では低い。特に大阪府は第46位で全国平均より約40%も低い。これは都市部ほどマンション等の集合住宅が多い等の住居環境の違いが飼育頭数割合の差に現れているものと思われる。

# V. 欧米の家庭用愛玩動物の飼育状況

## 1. 米国

図6に米国における、「犬の飼育世帯率」と「飼育している世帯あたりの平均飼育頭数」の年度別推移を示す。図6のように、2007年の平均飼育世帯率は37.2%(日本は約18.9%)と3世帯に1世帯は犬を飼育しており、飼育している世帯は平均1.7頭(日本は1.3頭)の犬を飼育している。

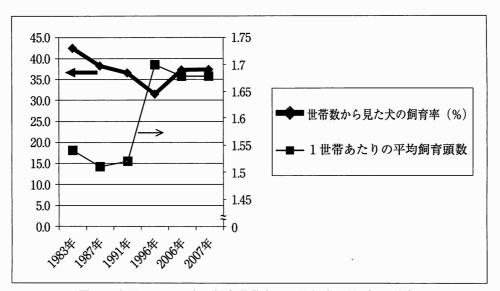


図 6. 米国における犬の飼育世帯率と平均飼育頭数(2007年) (American Veterinary Medical Association (2007) のデータを基に筆者作成)

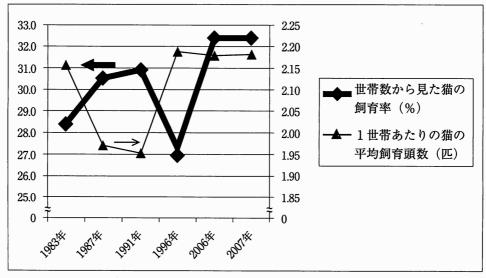


図 7. 米国における猫の飼育世帯率と平均飼育頭数(2007年) (American Veterinary Medical Association (2007) のデータを基に筆者作成)

また、犬の総飼育頭数は72,114,000頭(2007年)で、総人口(308,700,000人)で割った米国総人口あたりの犬の飼育頭数は0.23頭(日本は0.05頭)で、犬に関し米国はすべての数値で日本より大幅に大きい。

一方、猫の総飼育頭数は81,721,000頭(2007年)で、図7に示したように2007年の猫の飼育世帯率は32.4%(日本は約11.2%)、1世帯の平均飼育頭数は2.18頭(日本は1.77頭)である。以上から、日本と米国の大きな相違は以下のとおりである。

- (1)飼育世帯率に関しては、米国は日本より犬で約2.0倍、猫で約2.9倍大きい。
- (2)飼育世帯率の値から判断して、米国では犬と猫にそれほど差はないが、日本では猫(約11.2%)より犬(約18.9%)の飼育が好まれる。
- (3)飼育している世帯の平均飼育頭数は、犬、猫共に米国と日本はそれほど大きな違いはない。

#### 2. ドイツの動物保護団体

佐藤衆介(2005)『アニマルウェルフェア』、B. ガンター(2006)『ペットと生きる―ペットと人の心理学』及び作左部和雄(2007)『ペット業界初! ペットビジネスから犬や猫を守る』によると、ドイツでは殺処分場がなく、殺処分数もゼロといわれており、その代わりに里親探しのための「動物の家」というシェルターが500か所以上に設置されている。

ドイツの動物保護団体の歴史は古く、1871年にすでに200の動物保護団体がそれぞれ独自に活動し、1879年に初めて全団体が集まってすべての保護団体を結ぶ中心部が設立された。1930年には約300の動物保護団体、約10万人の会員数となり、ドイツ動物保護法が制定された。そして、現在は約700団体、500余の動物の家、80万人の会員から組織されていて、ヨーロッパの中では最大規模となっている。「動物の家」はすべて民間のもので、遺産贈与や寄付とボランティアで成り立っている。その中心の役割を果たしているのはドイツ動物保護同盟である。

表4に環境省主催第1回「動物の愛護管理のあり方検討会」資料(2004.2.6)を元に、日本と欧米の家庭用愛玩動物に対する実情・考え方の差異をまとめて示す。表4に示したように、欧米は飼養技術が整っており、動物は人間が管理すべき責任を持っており、合理的・科学的・操作的な性格が強い。この考え方がドイツの「動物の家」制度、及びドイツ動物保護同盟に浸透しているようである。

		日本	欧 米	
位置関係		基本的に異なる世界に存在	同一の世界に存在	
人と動物との関係	階層関係	人間と生命的には平等(但し、総体的価値としては人間が優位)。輪廻転生によって、人間と動物とは相互転換する。 生命的には連続的な存在	人間とは別の生命体であり、人間の従属物。人間のために存在し、人間が管理すべき責任を持っている存在	
対象動物		ペット等が中心	畜産動物や使役動物が中心	
飼養技術		生産性の豊かな稲作中心の文化等を背景 に、十分に発達・普及せず	生産性の乏しい自然・牧畜中心の文化等 を背景に、発達・普及	
態度		情緒的・放任的な性格が強い	合理的・科学的・操作的な性格が強い	

表 4 家庭用愛玩動物に関する日本と欧米の比較

(参考:環境省第1回「動物の愛護管理のあり方検討会」資料(2004.2.6))

## **VI**. まとめ

本研究は、「コンパニオン・アニマル(伴侶や仲間としての動物)」として最近存在価値が大きくなっている「家庭用愛玩動物」に焦点を当て、2010年11月に公表された内閣府による「動物愛護に関する世論調査」の結果を、近畿地域20歳代の若者世代への実態調査結果から検証すると共に、米国及びドイツの実情を総領事館等の協力を得て調査分析し、我が国の課題を明確化したものである。

内閣府による主な結果の概要は以下のとおりである。

- (1) 7年前と比較して「ペット飼育が好き」とする割合が増加しているが(約66%から約73% へ)、飼育経験は減少している(約37%から約34%へ)。
- (2) 7年前と比較してペットの種類では猫と魚類が増加し犬が減少している。
- (3)「殺処分を行う必要がある」と答えた者の割合が55.8%で、前回結果より13.5%も低下している。特に20歳代、30歳代での低下が著しい。
- (4) 動物愛護管理政策に対する要望では、「飼い主の迷惑行為に対する規制や指導を強める」を挙げた者の割合が57.3%と最も多く、前回結果(50.0%)より大幅に上昇している。

また、欧米の家庭用愛玩動物の飼育状況の概要は以下のとおりである。

- (1) 米国では最近30年間の「犬の飼育世帯率」は平均約37.2%とほぼ一定で、家庭用愛玩動物が市民生活にしっかり根付いている(日本は約18.9%)。
- (2) ドイツでは約80年前から全地域で動物保護団体が組織化され、殺処分を無くすため「動物の家」(シェルター)を設置するなど管理体制が構築されている。

#### VII. おわりに

2010年時の全国犬猫飼育頭数の合計は21,473,000頭(ペットフード協会)であり、近年ペットビジネス市場は活気を呈している。また、現在のペットビジネス業界では、「長寿化」と「家族化」がキーワードとされサービス内容も多岐にわたっている。しかし、一部の悪質な繁殖業者(ブリーダー)やペットショップにおいて動物の扱いが非常に劣悪である。これらの業者は餌代やワクチンをはじめ、自治体への登録料や狂犬病の予防接種料等の経費がかかるため、自治体の動物愛護管理センターへ持ち込むことが多い。日本では税金が「殺処分」に使われているのである。犬や猫等のペットを何らかの事情で飼えなくなった場合、ペット好きの世帯に無償で譲渡されれば良いが、なかなか善意のある飼い主を見つけることは難しい。そのため我が国では、全国の自治体において年間に犬が約11万頭、猫が約20万頭(2010年)引き取られており、それらの約9割は殺処分されている。

一方、ドイツでは先に述べたように「動物の家」というシェルターが国内に数多く設置され 殺処分数はゼロである。我が国も動物愛護先進国ドイツを参考にするべきである。人と動物が 共に幸せに暮らす社会を築くためには、我々個々が動物虐待や遺棄に真剣に対応することが必 要であることに加え、生命尊重・動物福祉の普及啓発、飼育環境・健康管理等の社会的環境の 改善が大切である。

これらのことが「動物愛護管理法」で謳っている「国民の間に動物を愛護する気風を招来し、 生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資すること」につながるものと思われる。

本研究を遂行するにあたり、多くのご支援と資料のご提供を戴いた環境省自然環境局の諸氏、 貴重なご意見を戴いた「森林牧場丹後」で自然放牧法酪農をされているアミタホールディングス(株)地域デザイン部長 佐藤博之氏、現場見学と貴重なご意見を戴いた犬猫シェルター運営NPO法人動物愛護市民団体JCDL代表の門田充博氏、米国のペットに関する貴重な資料をご提供いただいた関西アメリカンセンター・レファレンス資料室、そしてデータ収集と分析・評価にご協力戴いた菊地佐和子氏(2011年3月本学卒業)に深く謝意を表す。

#### 引用・参考文献

蒲生孝治、菊地佐和子(2011)「家庭動物の愛護・管理に関する課題と若者世代からの一提案」『日本環境学会第37回研究発表会予稿集』218-221頁.

環境省自然環境局HP (2006)「動物の愛護と適切な管理」(2011. 9.13)

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/).

環境省(2006)『実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(2006.4.28環境省告示第88号)』 環境省. 環境省第1回「動物の愛護管理のあり方検討会資料」環境省(2004.2.6配布).

厚生労働省「犬の登録数と予防注射頭数等の年次別推移(1960年度~2009年度)」(2011.6.11)

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/01.html)

作左部和雄(2007)『ペット業界初! ペットビジネスから犬や猫を守る』しののめ出版.

佐藤衆介(2005)『アニマルウェルフェア』(財)東京大学出版会.

(社) ペットフード協会 「第17回全国犬猫飼育実態調査 (2004年~2010年)」(2011. 6.11) (http://www.petfood.or.jp/data/).

動物愛護論研究会 (2006) 『改正 動物愛護管理法Q&A』 大成出版社.

内閣府大臣官房政府広報室HP(2003)「動物愛護に関する世論調査」(2003.9.8)

(http://www8.cao.go.jp/survey/h15/h15-doubutu/index.html).

内閣府大臣官房政府広報室HP(2010)「動物愛護に関する世論調査」(2010.11.1)

(http://www8.cao.go.jp/survey/h22/h22-doubutu/index.html).

林良博他(2002)『ヒトと動物 野生動物・家畜・ペットを考える』朔北社.

B. ガンター著. 安藤孝敏ら翻訳 (2006) 『ペットと生きる―ペットと人の心理学』北大路書房.

American Veterinary Medical Association (2007) [U. S. Pet Ownership and Demographics Sourcebook]

C. Michael Troutman (2010) The Veterinary services Market for Companion Animals American Veterinary Medical Association.

The United States Census Bureau (2007) [Statistical Abstract of the United States] [U. S. pet ownership-2007] (2011. 6.11) (http://www.avma.org/reference/marketstats/ownership.asp).

The United States Census Bureau (2003) [Household pet ownership, 1983 to 1991, and by selected characteristics:1991] P. 250 No. 406 (2011. 6.11) (http://www2.census.gov/prod2/statcomp/documents/1993-03.pdf.).